

平成 28 年度

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

(知的障害者生活介護 ・ 知的障害者施設入所支援)

事業計画書

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

(事業内容：生活介護・施設入所支援)

822-0007 福岡県直方市大字下境字鬼ヶ坂 3 3 6 - 1 1

TEL 0 9 4 9 - 2 4 - 6 6 2 2

FAX 0 9 4 9 - 2 4 - 8 3 3 3

平成28年度 鷹取学園における事業計画

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

【事業内容】

(目的)

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

社会福祉法人 福智の里 経営内容

指定障害者支援施設	鷹取学園
(1) 生活介護	定員 76名 (利用者一知的障害者)
(2) 施設入所支援	定員 76名 (利用者一知的障害者)

1、はじめに

我が国の障害福祉施策は従来の「措置制度」から、平成15年には「支援費制度」、平成18年には「障害者自立支援法」、そして平成25年4月1日から新しい法律として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」が施行され、次々と変わってきました。鷹取学園は平成21年4月より新体系に移行し、日中は「生活介護」、夜間は「施設入所支援」というサービス体系に変わり、平成28年度で8年目を迎えることとなります。

平成27年度は、障害福祉サービス等報酬改定の年でした。障害福祉サービス関係費は、この10年で2倍以上となっており、介護報酬が△2.27%と大幅なマイナス改定となる中、障害福祉サービス等の報酬改定は±0%という事でしたが、基本報酬の見直しにより「生活介護」「施設入所支援」ともに報酬単価が減算され、それに加え重度障害者支援加算の見直しや補足給付の見直し等もあり厳しい状況になっています。重度障害者支援加算(Ⅱ)については、夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直し、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価するという事で、同研修の実践研修修了者による支援計画シート等の作成や、その支援計画シート等に基づき、同研修の基礎研修修了者が夜間に個別の支援を行った場合に、基礎研修修了者1人につき利用者5人までを算定できるといったような条件等が付いており、鷹取学園ではこの加算を平成27年度は請求しないようにしました。重度・最重度の知的障害者の支援を「人数とお金を掛ければ何とかなる」という考えは、どうしても理解し難いものであります。

昨年4月以降、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において、障害者総合支援法の3年後の見直しについて審議されました。今般の見直しに当たっては、障害者の地域生活や社会参加に対する更なる支援の充実、障害者のニーズに対するよりきめ細やかな対応、質の高いサービスを持続的に提供していくための環境の整備等が求められています。また、平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されます。この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うことが求められることとなります。

当園も次々と変わっていく障害福祉の流れに即対応していけるように態勢を整えて行くつもりですが、開設当初から取り組んでいる重度、最重度の知的障害者の支援を、きちんと続けて行くことを中心に努力して行きたいと考えています。

ア) 新卒支援員採用が難しくなった

今までにない高齢化社会が到来したことで、社会福祉分野には多くの働き手(人材)が必要とされるようになりました。介護分野に限らず障害者分野においてもここ数年は人材不足が深刻な問題となっています。社会福祉関係の大学・短大・専門学校では、社会福祉の業界は他の業界よりも給与水準が低く、将来に対する生活の安定が望めないために、社会福祉の重要性が叫ばれながらも、また社会福祉分野での資格の必要性を訴えながらも、社会福祉に力を入れてきた大学・短大・専門学校の卒業者が福祉関係の仕事に就くことを望まず、他の業界に就職していくという傾向が年々強くなっています。それに加え少子化問題や待機児童問題等が拍車をかけ、福祉関係の学校へ入学を希望する学生自体が少なくなっており、学部や学校を廃止するといった状況になっています。現在でも資格は取ったものの、障害者をみていくことの大切さは理解しているものの、資格に対する給料の確固たる保障の裏付けはなく、正に安上がりな社会福祉体制を考えて、職員数を多く増やせば何とかなるといった福祉構造を作り上げようとしている考え方は、もっとも事故に繋がりやすく、大きな社会問題を引き起こすことにもなりかねないと思えます。

当園はそのような事態にならないよう、しっかりとした職員体制のもとに、重度、最重度者の支援をきちんと続けて行けるように努力して行きたいと願うところです。平成28年度の職員(支援員)採用に関しては、例年より早めに取り掛かり、就職面談会・学園見学会・学校訪問・ホームページのリニューアル等で、支援員の協力やアイデアが功を奏し、新たに男性1名と女性4名の新卒者及びそれに近い者を採用予定です。

イ) 支援職員の資格問題

福祉関係の資格を持っている人が増えていくことと、現実的な支援との間にはかなりの乖離が生じ、国家資格を持った職員は現場からは遠い仕事分野に就きたがり、国家資格を持たない職員が手探り状態の中、現場で四苦八苦しなから支援するといった傾向が既に来つつあります。専門性の必要を口にしながら、専門性からは程遠い福祉形態ができ上がりつつあると言わざるを得ません。

医療分野でもいろいろな専門分野があつてこそ、仕事の深さが進んでいると思えますし、医療分野でエキスパートとして尊敬されているドクターは、やはり現場の要となって活躍されているドクターの皆さん方と言えます。

社会福祉分野は、今や十把一からげという状態ではないかと思えます。社会福祉士の国家資格を持っていれば、三障害の仕事分野のどれでもこなせるというのが当たり前として、当初の考え方通りに進められてきました。ところが、それに加えられた形で精神保健福祉士という国家資格が重要視されるようになりました。この傾向は、精神分野は社会福祉士の枠とは少し違う部分であるという考え方になってきたのだと思います。そうであるならば、当初からもっと根本的な立場から各障害分野に対して、もっと専門的な資格を持たせた学生を育てて現場に送り出して貰いたいところです。まったく資格が無かった頃から、この福祉業界に関わってきた立場の私たちは、先進福祉国の制度から社会福祉の専門的知識を持った学生を育てることを望んできたのですが、実際になぜ現場に役立つ専門的知識をもった学生や専門職員を、国は育てるようにしてくれないのかと愚痴が出てしまいます。

ウ) 社会福祉の仕事について

昔から社会福祉に関わる職員の給料は一般企業の賃金よりも低くて当たり前だ、社会福祉に携わる仕事自体が、海外から導入されて来たものであり、キリスト教や宗教的な崇高な精神に

基づいて金銭には代えがたいものがある。そして社会福祉事業を支えていける国というか社会そのものの中に、奉仕精神を含む労働やそれを実践していくという大切な精神を評価したり、社会福祉の大切さを認めてくれる考え方が既に流れているという前提で進められてきたと思います。また社会福祉事業に関わって来られた先達の皆さんは、後輩にもそのような精神を引き継いで来られましたし、現在も続いているし、今後も引き続いていくものと思っています。

しかし、社会福祉に関わってきた多くの先輩たちの歩みを、現在の社会福祉事業をやっていく人たちの中には、単なるお金になる仕事として経済の中のシステムの一つとして社会福祉事業を展開させているだけの姿になっている部分があるように見受けられます。今後、福祉行政はどのような方向に日本の福祉を向けて行こうとしているのであろうかと、ふと立ち止まらなければならない感覚を持つことがあります。措置費時代の考え方は、社会福祉は行政が国民の税金で障害者を救ってあげているという感覚でした。だから、障害者自立支援法では障害者の立場を考えると福祉事業者と福祉受給者は対等な立場でなければならぬため、契約という形を取るようになったと説明を受けた経緯があります。社会福祉の形が、その時々社会制度の在り方で、支援をする側の立場が強くなったり、逆に支援を受ける側の障害者が制度上の形で権利を振り回すような結果になること自体が、多くの人々が望む社会福祉という事とはかなり隔たったものになっているとしか言いようがありません。

支援する側も、支援を受ける側もどのような社会福祉制度で進もうとも、お互いが協力していかなければ良い支援には繋がって行かないものであると感じていなければなりません。社会福祉事業の受給内容は確かに基準として、契約として、範囲として決められる事かも知れませんが、具体的に支援に当たる側の人間とそれを受ける側の間は、お互いの人間性の上に接していかなければ決して良い支援内容(受給サービス)を受けるといふことにはなりません。

社会福祉とは、してやるものでしょうか、また、して貰って当たり前の事業なのでしょう。社会福祉の国家資格をやけに重い資格に位置づけようとして福祉の内容が空回りしているのではなからうかといった感を受けます。福祉の仕事の内容を資格という基準で形作って行こうということであれば、恐らくこれから先の日本の社会福祉は、形だけの流れになり経営も難しくなり、いろいろな社会問題が生じ、社会福祉の精神は息詰ってしまい、福祉支援を受ける対象者は精神的な満足感のない支援内容を受けることになるのではと心配されるところです。

エ) 鷹取学園の新入所者受け入れ枠について

当園は平成21年4月1日から、①日中活動は「生活介護」、②土日の支援及び平日の夜間支援に携わる部分は「施設入所支援」の形態で進めて来ました。そして7年が経過し、定員76名に対し、現在は75名が利用しています。平成26年4月から入所していた男性1名が、宇美町のグループホームを利用するようになり、平成27年11月に学園を退所。現在1名の枠(男性)がある状態です。入所の問い合わせや施設見学をされる方もおられますが、ご家族の方が入所に踏み切れないといった状況と、今すぐにでも入所を希望される方と様々ですが、各ケースを一つずつ整理しながら進めざるを得ない状態です。ここ数年で数名の入退所がありましたが、新しく入所された方の傾向としては、他施設では見てもらえなかった方、精神科の病院に入院されていた方、相談支援センターに駆け込まれた方等が入所されています。

オ) 鷹取学園の高齢化に対する取り組み

平成28年度も高齢化に向け、また入所されている若い対象者を含め、日常生活を展開していく中で、できるだけ入院に至らないように、心身機能の低下を防止することに力を注いで行くように努めたいと考えています。重度知的障害者の特性とも言うべき、健常者のように身体全体の活動範囲が狭いというか、十分に身体を動作できないといった特徴のために、年齢と共に廃用性機能低下に繋がらないように、学園生活全般に亘って再度の見直しをしつつ取り組んで行きたいと思っています。

年齢的に既に70歳を迎えた方や、60歳に近い入所者の皆さんが増え始めています。具体的な

内容は「支援計画書」で表して行きますが、学園は「自分で出来ることを奪ってしまわない」といった考えで、リハビリも今まで以上に充実させる必要があると感じています。

5年後、10年後を見据えながら ①健康管理 ②食事支援 ③入浴支援 ④排泄支援 ⑤日中活動等の支援内容を更に充実させ、平成27年度は浴室棟の増築工事を行いました。その他の設備面についても改良する必要があると思います。高齢化に対する課題はまだありますが、日々の支援や利用者との関わりの中で一日一日を大切にしながら、利用者の人達が笑顔で楽しく、少しでも前向きに暮らせるようにという気持ちで接することが何よりも大切であると感じています。

カ) 当園における平成27年度 知的障害者福祉の事業方針

平成28年度も、どのような政治の流れになろうとも、知的障害者福祉の在り方について、こうあるべきだといった進むべき方向性とそれを実現して行くための計画案を、知的障害者福祉関係者自体が何時、どのような社会情勢になったとしても、きちんと示して行けるだけの体制を作り上げておかなければならないといえます。

平成28年度 鷹取学園の進むべき方向は、昨年まで進めてきた方針を再度検討しながら、更に前進させて行くという事に目標を置き、重度化や高齢化に対応するための機能を強化できるよう、平成28年度事業内容を運営規定に基づいて下記の様に計画、実施していくことに致しました。

2、平成28年度事業

(1) 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として日中において、入浴、排せつ及び食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上並びに維持のために行われる必要な援助。

対象 = 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害程度区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上である者）

(2) 施設入所支援

指定障害者支援施設は、都道府県知事の指定を受けて、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行う。

施設入所支援の対象 = 次に該当する障害者

- ① 生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者
- ② 入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの。

3、平成28年度事業計画

1) 行事に関して

平成28年度は通年の行事内容で実施予定。

その中で大きな行事のみを抜粋

- (1) 第36回運動会 (2) 第36回学園祭 (3) 第36回親子旅行(日帰り・一泊)
(4) 第36回餅搗き大会 (5) 第36回クリスマス会 (6) その他

親子旅行については、園生・保護者の高齢化に伴い、平成17年以降は「日帰り」のみで実施していましたが、年々保護者の参加が減って来ており、「親子旅行」と言えなくなっている面もあります。しかし、園生にとっては1年に一度の大変楽しみにしている行事でもあり、社会参加という観点からも是非継続して行きたいと思っています。平成26年度から「日帰り」と「一泊」の2グループに分けて実施していますが、今年度は「一泊旅行」も更にグループ分けをして充実できればと考えています。運動会や学園祭等の行事についても、全て今までと同じ形で実施するという事が難しくなっている面がありますので、十分に検討しながら進めて行きたいと思っています。

2) 建物等に関して

※ 当学園は平成25年度の事業で「耐震診断の業務委託」を実施致しました。昭和56年の開所前に建てた全棟(①管理棟 ②男子居室棟 ③女子居室棟 ④浴室棟 ⑤作業棟)について実施し、平成26年の『最終報告』で、全棟について『改修不要』の結果が出ています。(※昭和60年に増築した「重度棟」については対象外。)但し、耐震診断の結果は喜ばしい結果となりましたが、当園も36年目を迎え、利用者の方の高齢化等の問題が実際に起きております。平成27年度には浴室棟の増改築工事を行いました。居室棟の増改築・個室化(洋室化)の必要性等、様々な問題に迫られております。建物自体も手入れは行っていますが、老朽化は隠せないところです。

(1) 女子居室棟(ディズニーホーム)の増築及び洋室化について

ディズニーホームの利用者の中には、老化による機能低下や骨折後の対応として、常時ベッドが必要な対象者が現在4名もいます。しかし、現在洋室は一部屋(8号室)のみであり、和室にベッドを入れている部屋も一部屋ある状況です。今後もベッドが必要になる利用者が増えてくる事を考えると、居室の改造、もしくは増築を考えなければなりません。但し、建物を建て替える場合の現在の法基準は、入所者一人の居室空間は9.9㎡になっています(鷹取学園ができた当時の法基準は一人あたりの居室空間の基準は3.3㎡でした)。増築する場合は女子棟東側の非常口から渡り廊下を設置して、園庭に6部屋程度の増築が可能なようです。部屋は完全個室ではなく、2人部屋×3セットで考え、必要に応じて中央を仕切れば1人部屋になるといった構造が良いと考えます。当然、増築すると現在のトイレから遠くなってしまいますので、多機能トイレの設置や失尿便があった場合に即対応できるように、新浴室にも設置したシャワートイレの設置が望まれます。この増築が実現すると、現在の4人部屋が3人、3人部屋が2人で使用できることにもなります。

(2) 女子居室棟(ディズニーホーム)のトイレ改修工事について

園生の高齢化に伴い、重度棟(フラワーホーム)・作業棟(アトリエ・陶芸室)・軽作業棟Ⅱのトイレについて和式便器を洋式便器に取り替えましたが、ディズニーホームのトイレにつ

いても4器のうち1器が和式のままです。以前は和式でないと排尿管ができない利用者もいましたが、高齢化とともに洋式を使用するようになり、和式を使用する利用者が減っている状況です。これを機に全てを洋式に変更したいと考えています。

〈3〉 重度棟(フラワーホーム)の全館空調設備の撤去について

平成25年にフラワーホームの各居室をエアコン空調設備に切り替えて、従来のセントラルヒーティング形式の全館冷暖房設備は使用しなくなっています。もしかしたら使用する機会があるかも知れないと思ひ、設備関係はそのままにしていますが、今年1月の大寒波の際に屋根に設置している給水パイプが数箇所破裂し、バルブも脱落してしまう状況でした。今後も爆弾低気圧や大型台風による突風や異常気象等で、大きな被害に繋がることも考えられます。屋根の設備(膨張タンク等)の撤去は勿論必要ですが、機械室内の設備を撤去すれば収納スペースとして有効に使用できると考えています。

〈4〉 居室の畳替え・襖の張り替えについて

平成26年に各ホームの居室の畳替え(表替え・裏返し)を行っていますが、失尿管が多い利用者が使用している部屋については、痛みや汚れが目立って来ています。また、フラワーホームの和室については襖の破れや汚れも見られており、必要に応じて張り替えをする必要があります。

〈5〉 廊下等のPタイル修理について(各棟)

本来Pタイルはワックス掛けを行います。入所者が掃除する場合は水拭き掃除しかできません。ワックス掛けが難しいために、今後も水拭きという方法を継続していくしか仕方ありません。水拭きをすると、どうしてもPタイルが浮き上がり破損してまいります。平成28年度も破損したPタイルは交換の必要があります。

〈6〉 女子棟(デイサービスホーム)～重度棟(フラワーホーム)間の渡り廊下の床改修工事

平成17年にバリアフリー化した際、床の滑り止め塗装を行っていましたが、全体的に塗装が剥がれており、雨が降り込んだ際や水拭き掃除の後に滑りやすくなっている箇所が出て来ています。特に各棟の出入口付近はスロープになっている事もあり、防滑仕様の再塗装工事が必要です。

〈7〉 グラウンド倉庫の老朽化について

現在グラウンドには体育倉庫と物品倉庫の2棟のプレハブを仮設で設置していますが、平成5年に軽作業Ⅰ棟が完成するまでに使用していた「軽作業班のプレハブ/平成元年に建てたもの」を移設して使用していたもので、かなり痛みが激しくなっています。昨年9月の台風15号接近の際は、プレハブのトタン屋根が隣の特別支援学校の敷地内まで飛んで行くという事がありますし、体育倉庫の床(コンパネ)は一部抜け、物品倉庫も扉が腐食して穴が開いている状態です。両倉庫には運動会や学園祭、その他の行事で使用するテント・椅子・看板等の備品を収納しており、今後も絶対必要なものです。2棟の倉庫を1棟にまとめ、コンクリート土間で鉄骨の倉庫(4×10m程度)を建てたいと考えています。

〈8〉 アロエ班・和紙班の作業室床改修工事について

アロエ室については、昭和56年の開設当初からある作業棟を、昭和63年にアロエ室用に内部改装をして現在まで使用しています。普段から衛生面には充分気を使い、掃除もきちんと行っていますが長年の汚れは隠しきれません。食品を加工している作業室

でもあり、水を流して掃除ができるように排水溝を設置して水系硬質ウレタン塗装をした方が良いと考えます。

和紙班の作業室については、平成5年から使用しており、作業内容の一つの柱でもある「空き缶つぶし」も行っています。空き缶は一度洗って(濯いで)作業を行っていますが、つぶす前の空き缶を置いている場所がどうしても汚れがひどく、定期的に水洗い掃除を行いたいのですが、現在は溝や排水口もなく、水を流した後に水溜りができてしまう状態です。アロエ室と同様に排水溝を設置して水系硬質ウレタン塗装をした方が良いと考えます。

3) 購入物品、修理品、その他に関して

(1) 各ホームの給茶機の買い替えが必要

現在3つのホームで使用している給茶機は平成12年に購入した物で、故障した際は修理で対応していましたが、いよいよ修理のための部品が手に入らなくなっています。毎日の水分補給やタベの団欒時に提供しているコーヒー、就寝前の投薬等で必ず使用する物ですので購入したいと思います。

(2) 各部屋のエアコンが老朽化してきている

前年度から利用者の居室を優先して、適宜省エネタイプのエアコンに交換していますが、プロ野球ホーム(男子棟)の残り4部屋・各ホームの夜勤室・医務室・その他の部屋も設置後10年以上経っている物もあり、部屋によっては効きが悪くなっている所もあるため、順次買い替えた方が良いと思われまます。

(3) 受電設備(高圧負荷開閉器・高圧ケーブル)の取替改修が必要

電気設備については定期的に九州電気保安協会の保守点検を受けていますが、電柱からキュービクルの間に設置されている①高圧負荷開閉器(電柱の上部に設置されている機器=学園の財産)が更新推奨時期(約10年)を超過しており、計画的な改修が必要との指摘がっております。また、②高圧ケーブル(電柱上部からキュービクルまでの電線=学園の財産)も同様との事であり、学園電源の大元になる機器・設備ですので交換工事を行いたいと思います。

(4) リハビリに必要な設備及び運動器具を購入したい

高齢化防止や体力維持を目的とした運動を効果的に行うため、リハビリの先生方の助言を仰いで、チューリップハウスもしくは各ホームのディールーム等に必要最小限の運動器具や設備を整えたいと考えています。例えば歩行訓練でわざと不安定状態を作るために購入した「エバーマット」のように、危険性のないものであれば、支援員が常時傍に付かなくても、利用者のみで行えるような器具(設備)があればと考えています。特に学園は平屋建てですので、階段のある場所が下のハウスに降りる所しかありません。歩行運動を効果的に行うために、両手摺りの付いた昇降階段があればと考えています。

(5) 公用車の車庫(カーポート)が必要

学園は農園芸班が使用している軽トラック・1.5tトラックの他、5台の公用車を所有しています。医療用で主に使用していた公用車の買い替え時期が来ていましたので、平成27年度の日本財団福祉車両助成を申請していたところ当選が決まり、間もなく納車される予定です。現在3台分は屋根付きの車庫に駐車できていますが、残りの2台については野ざらし状態であり塗装等に悪影響を与えている状態です。つきましては、アルミ形材のカーポートを設置して大切に使用したいと考えています。

(6) 業務用洗濯機の買い替えが必要

利用者の衣類の洗濯については、大型洗濯機 2 台と大型乾燥機の 2 台がフル回転の状態に対応していますが、1月に平成14年に購入した方の大型洗濯機(27kg洗い)が故障し、今回はどうか修理で対応できましたが、もう 1 台の大型洗濯機(26kg洗い)についても平成6年に購入した物であり、いつ不具合が出るかも知れません。毎日使用する物であり、修理で対応できなければ買い替えが必要になると思われます(現在75名中12名については一般家庭用の洗濯機を使用しています)。

(7) 厨房(調理室)にも製氷機が必要

現在厨房には製氷機が無く、調理の際に氷が必要な場合は管理棟(相談室)に設置している製氷機まで、わざわざ取りに来て対応しています。学園には利用者の水分補給時に使用する製氷機が 2 台(相談室と染色班)ありますが、いずれも小型であり、特に夏場の暑い時期に氷が不足気味になる状態です。調理室内にもう 1 台製氷機があればと考えています。

(8) アロエ班の冷蔵庫の買い替えが必要

収穫後のアロエの生葉を保管している冷蔵庫が古くなり、故障箇所も増えている状態です。業務用の冷蔵庫があれば1日毎の作業工程の見直しができ、利用者主体で、より衛生的に作業が行なえると思います。

4) 維持管理、その他

(1) ボイラー缶内の点検及びメンテナンス

本館機械室の給湯ボイラーについては、平成27年度も保守点検の契約を行い、点検・部品交換・掃除まで行いました。今後も継続してメンテナンスを依頼し、機械の老朽化を防止して少しでも省エネに繋がるようにしたいと思います。新浴室棟の一般浴槽で使用するお湯も、この本館機械室の給湯ボイラーの分を使用しています。

(2) 厨房機器の点検及びメンテナンス

調理室につきましては、平成20年に全面増改築工事を実施し、厨房機器についても一新していましたが、年月も経った事で各機器も故障が目立ち出し、修理を繰り返さなければならぬ状況になっています。また、修理の際の出張費もばかになりません。食事については利用者が一番楽しみにしているもので、生活を送る上で一日も欠かせないものです。約18台ある機器を良い状態で且つ長く使用していくため、年2回の点検(凝縮器薬品洗浄)の業務委託契約を行い、ランニングコスト削減に繋がりたいと考えています。

5) 園内の環境整備

(1) 各ホームの装飾

園生居住棟のプロ野球ホーム(男子棟)、ディズニーホーム(女子棟)、フラワーホーム(重度棟)に、各ホームの特色を持たせるために、ホーム毎に装飾を施します。

6) 学園周辺の環境整備に関する事

学園周囲の環境については、1年中、いつでも花が途切れる事なく咲いているといった環境整備を考えています。各ホームで植えつけ、管理を行っていくといった方法で進めます。また、樹木に関しては、外部のプロに依頼して園庭整備(剪定・消毒等)を進めていく予定ですが、業者に依頼するのは「運動会」と「学園祭」の年2回ですの

で、その他の時期に害虫(毛虫等)が発生した場合は、農園芸班の職員が殺虫剤を散布して対応しています。しかし、現在使用している背負い式の動噴では高い場所には薬剤が届かず充分に対応できていない状況です。自走セット動噴を購入すれば、業者に依頼しなくてもある程度は対応できるとの事ですし、農園芸班の作業にも有効利用できると思います。

7) その他継続懸案事項

(1) 居室改装(バリアフリー構造)の件

高齢化に対しての、居住空間の改善ということでは、部屋が狭すぎるといった事が考えられます。現在は和室であるため、床と上がりがまちの間に段差があり、高齢化を考えれば床はフラットで、汚れた場合に手早く掃除できる等、衛生的且つ安全に活用できる、介護しやすい居室の改装が今後必要になると考えられます。また、男子棟と女子棟については、居室出入口の扉(引き戸)が木製で、出入りを繰り返す際にどうしても扉やレールが痛んでしまいますので、その都度の交換や調整が必要です。

(2) 個室増築計画

インフルエンザの流行時にどうしても隔離しなければならない対象者が出ましたが、医務室だけでは足りず、隔離のために自宅に帰すという方法を取らざるを得ません。しかし、保護者の高齢化でそれも困難な状態になっています。また、現時点で精神科にかかっている、本人自身が眠れないとか、動いてまわり他人に迷惑をかけるために、特別に一人1室を使用させなければ生活できない人がいます。更にこれからの高齢化を考えますと個室(洋室化・バリアフリー化)の必要性が高くなると思われれます。

(3) 廊下の冷暖房設備について

フラワーホームの各居室をエアコン空調設備に切り替えて、従来のセントラルヒーティング形式の全館冷暖房設備の棟は無くなりました。今後は入所者の高齢化を考えて行かなければなりません、その時には廊下の冷暖房設備が必要と思われれます。

(4) 歯科診療室をどのように考えるか

現在、歯科治療を学園内で実施していますが、機械が古くなってきています。措置制度の時には学園側が全て考えて行くという事になっていましたが、現在の制度の下では、病気に対しては入所者の自己負担という考えが基本にあります。今後起きてくると思われれます歯科治療機械の買い替え等の問題についても、学園独自で新たな歯科治療の機械を買い替えることが妥当であるのかといった問題が生じてくると思われれます。今後とも十分に検討して、具体的に考えを進めて行かなければならないと思われれます。

(5) 園庭の舗装工事について

平成16年の敷地西側斜面擁壁第二期工事の際に、正面玄関付近・公用車駐車場・拡張した敷地の部分舗装工事を行いました。雨が降った際は大きな水溜りが数箇所にてきてしまう状況です。学園祭やもちつき大会等の行事を園庭で開催する際は、水切りモップで水溜りを掃かす必要があり、来園者の方にも迷惑を掛けてしまいます。また、開所当時からの舗装部分も痛みが見られており、筋力が落ちてつま先が十分に上がらない園生は転倒の危険性も考えられます。毎日の日中活動で園生が行き来する場所でもありますので、一度全面的にアスファルト塗装をやり直した方が良いと思われれます。

(6) 正門前のショップ兼事務倉庫について

平成6年に今の場所に建設し現在に至っています。当初は普段買い物等に外出する機会

が少なかった園生に、自分の好きなおやつを選び、自販機でのジュース購入を経験してもらって、社会性を身に付させるために利用していました。また、園生の作品販売等にも利用する事も考えていましたが、社会参加訓練(現:社会交流)の機会も増えましたので、現在は事務(書類)倉庫としてのみ使用している状態です。倉庫があつた場所には建ったため、学園前の道路を往来する車から死角となり、正門を開放したままでは交通事故に遭う危険性がありましたので、昼間も正門を閉めたままの閉鎖的な状態になっています。できれば倉庫を別の場所に建て直して、昼間の時間帯だけでも正門を開放したいと考えています。死角が無くなっても交通事故の危険性は残りますが、地域の方にも理解・協力をお願いし、「学園前を走行する際は徐行しなければ」という優しい地域社会になればと願っています。

8) 平成28年度職員研修計画

(1) 研修計画を立てるに当たり

平成28年度からは新たに男性1名・女性4名の採用を計画しております。

(2) 平成28年度職員研修

重度、最重度知的障害をもった入所者に対し、充実した支援を提供するために、それぞれの立場の職員に対し、研修の機会を多く提供して、できるだけ早く知的障害者福祉について深く理解ができるように進めて行きたいと考えています。社会福祉施設の職員として、高い質の向上が望めるように図って行きたいと考えています。

平成25年4月より「障害者総合支援法」がスタートしていますが、どのように時代の流れが変わろうとも、重度、最重度の知的障害をもった人達に対する日常的支援の内容は、それほど変更できるものではない訳ですので、しなければならない事は必ずして行かなければならないと考えています。

何時、どのような場面においても対応できるように、他の老人福祉分野とか身体障害者福祉分野とか精神障害者福祉分野と比較した場合に、知的障害者福祉分野においてはその特性が余りにもなおざりにされていると感じるところです。

現場を預かっている職員自体が本当に知的障害の特性を把握しておかなければならないのは当然のことですが、なかなかそれができないのが現状です。それ故、今までの歩みからでも分かるように何時も他の福祉部門と並んだ形では進んで行けません。

知的障害に重複した形での身体障害や精神障害、高齢化への対処といった支援を行わなければなりませんので、主軸になる知的障害の専門性を高めるために、関係する研修に参加させるつもりです。また、夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、「強度行動障害支援者養成研修」「行動援護従業者養成研修」にも計画的に受講させたいと考えています。その他、各関係機関の開催する研修会等に積極的に参加させ、職員一人ひとりの質の向上をはかり、鷹取学園という一施設の立場からではありませんが、周りの知的障害児・者福祉分野へ、他の障害者福祉分野へ、また日本の社会福祉全体に向けて、更なる社会福祉の向上を目指して一石を投じる事が出来るような存在の施設になるように努めて行きたいと思っております。

研修内容

- 1) 福岡県社会福祉協議会主催による各種研修会
- 2) 全国社会福祉協議会主催による各種研修会
- 3) 全国知的障害者福祉協会主催による、各種研修会等
- 4) 福岡県知的障害者福祉協会主催による、各種研修会等
- 5) 福祉関係機関より案内を受けた各種研修会のうちで、内容を検討し、当園に必要と思われる内容を取捨選択し参加

- 6) 異種開催の各種研修会並びに通信教育及び資格認定講習会等
- 7) 関係行政機関主催による研修会
- 8) 海外研修
 - 国及び各福祉諸団体が主催する海外研修、その他知的障害者福祉の向上につながる内容の研修会
- 9) その他
 - 例) 知的障害者福祉の向上につながる研修等
 - 知的障害者の加齢化、高齢化に対して対応できる研修等

9) 職員の健康管理

職員の健康管理については、年1回実施予定。ただし、夜勤勤務をする職員のみ、年2回の法定健康診断が必要となっています。年齢が35歳以上に当たる職員については、成人病検診の内容までを対象として進めます。

検診の結果、少しでも異常の出た職員に対しては、日常から健康管理に留意させながら対応するようにしていきます。また場合によっては保健師指導を受けるようにさせたり、本人の症状に対しては、より早めに治療に行くように助言したり、健康管理に努める事が出来るように配慮して行きます。

10) 避難訓練

法的には、1年に2回以上の避難訓練を実施するようになっています。最低2回の訓練のうち1回は夜間を想定した避難訓練を実施します。火災時には、通報、初期消火、避難が必ず守れるようにします。最近では、ゲリラ豪雨・台風・洪水等の異常気象が発生していますので、火災想定だけではなく、様々な災害から身を守るという「防災意識」が必要です。避難訓練終了時には必ず職員の反省会を実施していますが、ここ数年歩行器の利用者が増えた事、てんかん発作等の問題で避難の際には車椅子に乗せる必要がある利用者がある事もあり、防災避難用リアカーを購入した方が良いのではという意見も出ており検討したいと考えています。